

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	公益法人の場合		備考	
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
燃料電池車両等の技術開発状況及び保全に関する基礎情報の調査	支出負担行為担当官代理 神谷 将広 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.10.7	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	301240500259	会計法第29条の3第4項 「予決令第102条の4第3号 2050年カーボンニュートラルや水素社会の実現に向けて、鉄道分野においても水素の利活用を推進することが求められており、水素を燃料とした鉄道車両については、社会実装に向けた技術開発や実証実験等が進められている。燃料電池車両の構造に関する技術基準が整備されたが、燃料電池車両の営業運転に向けて保全に関する技術基準についても整備することが必要である。このため、燃料電池車両に係る検査項目、周期等の保全に関する基礎的な情報を整理する必要がある。また、水素を燃料とする技術については、更なる発展が見込まれることから、鉄道車両における当該技術の活用、開発計画等を把握し、必要に応じて技術基準を検討することが求められる。この調査目的及び内容を踏まれば、本請負業務を遂行する者は、鉄道事業者等の燃料電池車両の技術開発を調査でき、鉄道車両に関する技術基準令及び関連通達等に関する知見を有しているとともに、燃料電池車両の保全を検討するためにその構造等を熟知している必要がある。公益財団法人鉄道総合技術研究所は、カーボンニュートラルに向けた研究開発案件として燃料電池車両の開発に取り組んでおり、その構造を熟知しているとともに、鉄道事業者等の技術開発及び実証実験計画を調査できる組織を有する研究機関である。多様な鉄道事業者の車両や電気設備等装置に関する属性検証による技術基準の見直しの検討を行った経験があることを踏まえると、本調査の実施が可能なのは国内では、同研究所以外に想定されないところである。「参加者の有無を確認する公募手続による公募手続について(平成18年9月28日付)」に基づき参加者の有無を確認する公募を行った結果、応募者がいないため、会計法第29条の3第4項により当該法人と随意契約することとした。	2,130,135	1,991,000	93.47%	-	公財	国認定	1者
港湾のコンテナターミナルにおける事業継続計画策定のためのガイドライン作成検討業務一式	支出負担行為担当官 港湾局長 安部 賢 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.10.29	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 「企画競争を採用し、提出された企画提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。」	21,659,000	21,560,000	99.54%	-	公社	国認定	1者
物流インベーション実装支援事業(スマートボックス実用化スキーム検証事業)	支出負担行為担当官 黒須 韶 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.11.4	共同提案体(スマートボックスレンタルスキーム共同体) (公社)流通経済研究所 東京都千代田区九段南4-8-21	2010005019116	会計法第29条の3第4項 「予決令第102条の4第3号 本事業は、デジタル技術等により物的課題の解決を図る先進的な取組の社会実装を推進することを目的として、令和7年6月6日から令和7年7月17日まで実施した公募において、上記の選定事業者から応募されたものである。本事業への応募条件については、学識経験者からなる「物流インベーション実装支援事業評価委員会」において、審査基準に基づいて書面審査及びヒアリング審査を行った。この結果、「スマートボックス実用化スキーム検証事業(スマートボックスレンタルスキーム検証事業体)」は高い評価となったため、採択事業として選定されたものである。以上のことから、本事業は、審議会等に請負方が決定された者との契約に該当するので会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、上記の選定事業者と随意契約するものである。」	38,526,695	38,520,570	99.98%	-	公財	国認定	1者
新潟港東地区出入管理情報システム設定等業務一式	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 神谷 昌文 新潟市中央区美咲町1-1-1	R7.12.10	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第5項 「予決令第93条第1号 本事務は、新潟東港コンテナターミナルに設置している出入管理情報システム用の機器交換等に伴うシステム設定及び動作確認を行うものである。このシステムは、港湾管理者提供の保安カメラ映像などの秘匿性の高い情報を取り扱っており、秘密契約で行う必要がある。公益社団法人日本港湾協会は、出入管理情報システムの開発や運用支援業務を行っている実績、港湾施工管理システムの設計・構築の実績を有しており、唯一これらシステムを熟知している者である。また、保安対策の実施方法の検討など調査・研究を数多く実施しており、「国際船舶・港湾保安法」に基づく港湾保安対策に関する高度な知識を有している。 さらに、組織内に「港湾の『保安・情報システム部』」を設置して情報管理規定を設け、厳重なアクセスコントロールを行うなど秘密保護の組織体制が十分整備されている。以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。」	4,499,000	4,400,000	97.80%	-	公社	国認定	1者

*公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。